

現状と課題

- 現状、港湾労働法(以下「港労法」)により、六大港(※1)の港湾区域で港湾運送(※2)の業務に常時従事する労働者に対して、ハローワーク所長が交付する港湾労働者証の携帯を義務づけるとともに、ハローワークによる違法就労防止のための現場パトロールや事業所訪問指導等を行っている。
しかしながら、港湾労働者証が交付されることによって、事業主(労働者)が事業法上の許可等が必要な事業に係る行為についても、実施可能だと誤解して就労してしまうことについて懸念されている。
※1 六大港:東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門(政令で規定)
※2 港湾運送:事業法第2条第1項第2号から第5号、左記の行為に準ずる行為(港労法第2条第2号)
- こうした状況において、ハローワーク担当者が、現行の港湾労働者証により、事業法上の許可等の有無について確認ができないことから、事業法違反の疑いがある事態を把握し、事業法を所管する国交省地方運輸局等(以下「地方運輸局等」という。)に通報を行うことが困難な状況にある。
- このため、事業法上の許可事業者とそれ以外の事業者との識別を港湾労働者証により可能とすること、港湾区域内における適正な雇用管理を推進するためのハローワークと地方運輸局等との連携体制を強化することが重要である。

◇ 左記の現状を踏まえ、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会港湾労働専門委員会等において、以下のとおり今後の対応の方向性が示されたところ。

港湾労働専門委員会報告書(平成26年2月)

「港湾労働者証の発行に伴う雇用管理上の問題が発生する懸念等があることから、港湾労働者証の色分け等をはじめとする識別等が行えるよう、各港湾の実情を勘案し港湾労使と協議の上、引き続き検討を行うこととする。」

港湾雇用安定等計画(計画期間:平成26年度～平成30年度)

「港湾における違法就労の防止の観点から、港湾倉庫など港湾区域における港湾労働法等の適用関係については、各港湾の実情を勘案し検討を行う。」

対応方針案

上記の課題に対応するため、港湾労働者の雇用の安定等福祉の増進に資するという観点で、港湾運送における違反を防止し港湾区域内の秩序維持を図るために、下記①②を講じることにより、ハローワークと地方運輸局との連携を強化する。

- ① 事業法の許可等を有する事業所の労働者であるか否かが港湾労働者証による識別が可能となるよう、港湾労働者証の色分け等を行う。
- ② ハローワークがパトロール等で、港湾労働者証の確認等により、事業法違反の疑いのある事態を把握した場合、及び、その疑義がある場合に地方運輸局等にすみやかに通報を行う体制を整える。

○ 検討項目

①港湾労働者証の色分け等について

- ・港湾労働者証で識別するための色分け等の方法
- ・港湾労働者証作成システム等改修等、今回の見直しに伴い必要となる措置(予算措置も含む)

②法令違反、その疑義等への対応について

- ・ハローワークが港湾労働者証の確認等により、事業法違反の疑いのある事態を把握した場合、及び、その疑義がある場合における、ハローワークと地方運輸局等との連携体制のあり方

- 実施時期 平成30年9月1日より(港湾労働者証の3年に1度一斉更新の次回のタイミング)